

報 告

学者はいかに現実と関わるか —— 社会との関わりの中の大沼保昭先生

高崎経済大学 准教授 三 牧 聖 子

本日のような機会に登壇させていただきまして、ありがとうございます。あらためて、大沼文庫の開設おめでとうございます。本日、大沼先生と関わられた方や研究をされた方など、さまざまな関わりを持たれたかたがた、何よりも家族の方、皆さんとこの場を共有できることが非常にうれしいです。先ほど葛木文湖さんが素晴らしい報告で強調されていたように、私も大沼先生が現実、そして、現実主義をどのように考えていたのかを振り返っていきます。現在、起きている危機の中で、大沼先生のさまざまな言葉を思い出していますが、大沼先生の洞察が現在、未来の国際政治、世界平和にどのような示唆をくれるかについても考えていきます。

先ほど極めて詳細な報告があったように、私も先生の手書きの原稿を非常に懐かしく拝見しました。大沼先生の『国際法』は、さまざまな意義や読み方がありますが、私が特に国際政治を勉強してきた者として重要だと感じたのは、大沼先生の現実主義です。国際法を考える際の生きる現実としての国際法の示唆にあらためて感銘を受けました。先生の言葉で言えば、「私たちが日常で国際法を意識することは稀である。しかしこのことは、国際法が私たちの生活に関係がないことを意味しない。国際法は意識的にも、しかしそれ以上に、無意識のうちに守られ、利用されている」です。

無意識のうちに守られている国際法の機能は、大沼先生や国際法の先生方が私たちにあらためて喚起してくれています。日本の歴史に照らして言えば、日

本は過去の歴史において、国際法を無視した独善的な議論によって戦争を正当化し、国際社会と決定的に対立しました。それが最終的に自分へ返ってきて、破滅に陥った過去を持つ国家でもあります。大沼先生の『国際法』は、私たちが生きる現実としての国際法に対する重要なメッセージを伝えています。

私と先生の関わりは、東京大学の駒場キャンパスで先生が持っていたゼミナールの手伝いをしたことから始まり、その後、家が近いことも発覚しました。先生の授業自体は、残念ながら受けたことはありませんが、長年、先生の授業の手伝い、科学研究費助成事業の研究会の手伝いをさせてもらいました。皆さんも先生との印象的なエピソードがあることでしょう。私が研究会の手伝いをしていて感じたのは、大沼先生は本当に好奇心が旺盛であったことです。現在、大学で研究申請するときは、とにかく学際的なものにならなければならないというプロトコル的な形で「学際」といわれますが、大沼先生は言葉の真なる意味で学際的なことが大好きな方でした。「この本が面白いから、この人に連絡を取ってみたい」と言われることが何度もありました。研究会メンバーはどんどん増えて、私が全体の先生方にメールを送るときに、最終的には宛先が非常に膨れ上がっていました。

大沼先生は、国際法に関心の中心に据えつつも、国際法が機能する現実を多様な学問分野から問い直す姿勢をお持ちでした。数ある共同研究の成果の一つに、『21世紀の国際法 多極化する世界の法と力』（共著、日本評論社、2011年）がありますが、この本は大沼先生の学際的な姿勢を体現しています。さまざまな分野の第一線で活躍をされている先生がたとの対談から構成された本です。

多極化する世界については、さまざまな議論がありますが、大沼先生が多極化する世界と言うときに、力の多極化も重要な考察対象としつつ、文化や文明などの多層的な価値観、関連する要素も含めて、さまざまな位相から多極化する世界を対象にしていました。その世界の現実において、国際法がどのように機能するかを探究し続けていました。

先ほど葛木文湖さんも紹介されていましたが、大沼先生は、弱肉強食、駆け引きと暴力がはびこる不条理の世界という極めてシビアな現状認識をお持ちで、こうした世界で国際法が機能することもそれほど楽観視をしていませんで

した。これから国際法は冬の時代を迎え、国際連合憲章に違反した暴力がまかり通る時代がくるかもしれないと予感され、国際法は容易に破られ、大国の政治の道具にもされるもので、国際法など偽善にすぎないとすら述べられています。

もっとも注意すべきは、大沼先生は同時に、偽善であるからといって国際法には意味がないというわけではない、と強調されていることです。現在、ロシアによって国際法が公然と破られ、国際法など意味がない、国際連合は無力だという声も上がっています。しかし、こうした現状においても、国際法が世界の圧倒的多数の人々によって守られ、さまざまなアクターの行為を通じて、日々構築されている当たり前の事実をあらためて想起しなければなりません。偽善にすぎなくても意味がないことはない。大沼先生は、国際法が現実でいかに作用しているかに関心を持ち続けた方でした。

国際法は、ウクライナ危機の中でも作用しています。安全保障理事会でロシアを非難する決議がロシアによる拒否権の行使で否決された後、各国が国際連合本部に集まって、国際社会の団結を示すシーンが持たれました。結局は、力はまかり通ってしまいましたが、力がまかり通る現実に対して異議申し立てをしている国々もたくさんあるわけです。国連総会でのロシア非難決議には、141カ国もの国が賛同しました。一連の議論の中で、私がつも感銘を受けたケニアのマーティン・キマニ国連大使の演説を紹介します。2月21日の安全保障理事会で行われたもので、大沼先生の現実主義と非常につながるものと思います。

キマニ大使は、アフリカが体験してきたことと、いまウクライナが体験してきたことは重なりと主張します。ケニアも、ほとんど全てのアフリカ諸国も、帝国の終焉によって誕生しました。アフリカの国境は、自分たちで引いたものではなく、植民地時代のロンドンやパリ、リスボンなどのヨーロッパの大都市で引かれました。そのために非常に人為的で、不条理です。現在でもアフリカの国々では、国境の向こうに歴史的、文化的、言語的に深く結ばれている同胞が暮らしています。もしプーチンのように、アフリカ諸国が民族、人種、宗教の同一性による国家を追求していれば、何十年も国境を巡って戦争を続けるこ

とになっていたでしょう。

しかし、アフリカは、アフリカ統一機構や国際連合のルールに従うことを選択したことをキマニ大使は重視します。確かに現実には圧倒的に不条理ですが、力を変えるのではなく、国際連合のルールに従うことを選択したのだ、と。アフリカ諸国にも、同胞と一緒にになりたい気持ちはもちろんありますが、その願望や希望を力によって追い求めることをケニアは拒否するときっぱり断言したのです。力がまかり通る不条理の世界でも、ルールがある以上、ルールに従うべきだという立場です。不条理なものでもルールに従うことは、何十年も国境線をめぐって戦争を続けるよりはましであって、そうした意味ではルールに従うことでケニアやアフリカ諸国も利益をえている。こうしたキマニ大使の見方は、大沼先生とも通じます。

大沼先生の本からキーワードを少し取り出していきます。私と大沼先生の最初の出会いは、先生のご著書『戦争責任論序説 — 「平和に対する罪」の形成過程におけるイデオロギー性と抱束性』（東京大学出版会、1975年）を通じてでした。1975年の著作ですが、現在でも参照されており、今後も参照され続けるでしょう。本書の大きなテーマの1つは、大戦間期における戦争の違法化です。確かに第2次世界大戦は防げませんでした、だからといって戦争が違法化されてきたことが無意味というわけではない。私を含む後世の研究者は、先生の本を重要な参考文献として、戦争違法化の再評価を試みてきました。

そうした研究の例としては、篠原初枝先生の『戦争の法から平和の法へ — 戦間期のアメリカ国際法学者』（東京大学出版会、2003年）や、並べさせていただいて恐縮ですが、拙著『戦争の違法化運動の時代 — 「危機の20年」のアメリカ国際関係思想』（名古屋大学出版会、2014年）があります。海外に目を向ければ *The Internationalists*（邦訳オーナ・ハサウェイ、スコット・シャピエロ著『逆転の大戦争史』（文藝春秋、2018年））は、この中では最も新しい著作です。戦争違法化運動は、アメリカが一つの中心となったにもかかわらず、アメリカでは長らく忘れられていましたが、戦後、平和国家として再出発した日本などでむしろ研究が活性化し、近年になってアメリカでも再評価の動きが出てきました。

もつとも、戦争違法化にハサウェイやシャピーロのような欧米の学者が向ける眼差しと、大沼先生の眼差しには重要な違いがあります。ハサウェイとシャピーロの著作は、戦争違法化とそれを推進したアメリカやヨーロッパ諸国の政治家にほぼ無批判的に、肯定的なまなざしを向けている。これに対して、大沼先生は、戦争違法化の推進は評価しつつも、「平和」を掲げた側、戦争の違法化を推進した欧米諸国にも批判を向けています。ハサウェイとシャピーロの本では、日本は欧米が推進した「新世界秩序」に武力で対抗したネガティブな存在として描かれています。もちろん、その十分な理由はあるわけですが、大沼先生ならば、もう少し日本を多面的に捉えるのではないかとも思います。大沼先生の国際政治理解のキーワードとして、ここで私が改めて想起したいキーワードが、「怨念」「被害者意識」です。これはオーナ・ハサウェイやスコット・シャピーロのような欧米の学者には欠けがちな視点かもしれません。

アメリカが中心となって進めた戦争違法化には、私ももちろんポジティブな意義があったと考えていて、だからこそ本を書いたわけですが、20世紀以降のアメリカがその理念をよく守っていたかという点、そうは言えません。大沼先生は、「正義」や「平和」を掲げる側の独善に対する批判を常に持ち続けていました。大戦間期の日本のように「国際法の敵」「秩序の敵」「平和の敵」とされた側の怨念や被害者意識の重要性も常々強調され、そうしたものを単に否定するのではなく、うまく取り込むような国際秩序を常に模索されていました。

大沼先生が最後に取り組みされた共同研究の一つに、「多極化する世界への国際的歴史像の探求」がありました。多極化する世界で中国やロシアの存在を捉えるときに、これらの国は物理的な意味でも大国ですが、それだけでなく、歴史的に形成されてきた被害者意識や怨念を抱えた大国として捉えることの重要性を常に強調していました。現在ロシアがウクライナで行っていることは、法的にも道義的にも許されませんが、なぜあれほどまでロシアが西側によって圧迫されてきたという被害者意識を持っているかも考える必要がある。先生の洞察を思い返しながらか、現在の世界状況を眺めている日々です。

この文脈で、『国際法、国際連合と日本』（弘文堂、1987年）に所収されてい

る「遙かなる人種平等の理想 国際連盟規約への人種平等条項提案と日本の国際法観」は、現在でも重要な研究であり、今後も重要な研究であり続けるといえます。パリ講和会議で唯一、非西洋の国として五大国入りをした日本が連盟規約に人種平等条項を挿入しようとしたことを分析した論文です。近代の日本は、帝国主義的な権益を守るなど、具体的な案件のみに没入する傾向があった。そうした日本が、人種平等に関する条項を盛り込もうとしたわけです。これは日本外交では異例の試みでしたが、日本によるある種の偽善の試みだと捉えられますし、大沼先生も同様に捉えていたと考えています。

日本の提案に対しては、日本のことを具体的に知らないような遠い非西洋諸国には賛同も見られましたが、実際に日本から帝国主義的・人種差別主義的な差別を受けていた中国や朝鮮の反応は極めて冷やかでした。日本国内で中国や朝鮮の反応から、日本自身の人種差別主義を反省したのは、石橋湛山や吉野作造などの極めて少数の知識人だけで、多くの人々は、日本人は欧米の白人に差別されているのだという被害者意識を前面に出し、だから、人種平等を掲げることによって矛盾はないと考えていました。日本の欧米に対する強烈な被害者意識が、日本がアジア諸国、特に日本によって圧迫されている中国や朝鮮の国々からどのように見られているかを見えなくさせたのです。

最終的に日本政府は、オーストラリアなど欧米の国々から反対されて、要求を下ろしました。日本にとっては人種平等のような抽象的な理想よりも、山東半島の権益確保のような具体的な問題のほうが大切だったわけです。後者については、パリ講和会議で日本は要求を貫き通しました。つまり、人種平等案の提出は、かなりの程度偽善であったわけですが、最終的に日本は偽善すら貫けなかったわけです。大沼論文が問題としているのもそこです。偽善だったから悪いというわけではなく、偽善なら偽善として貫くべきところ、結局偽善すら貫けなかった。そうした日本の外交姿勢の問題を明らかにしたこの論文は、今日的な意味や将来的な示唆も持つと思います。

最後にこの本を紹介して、報告を終わりにします。江川紹子さんという素晴らしい聞き手とともに先生が書き上げられた『「歴史認識」とは何か——対立の構図を超えて』（中央公論新社、2015年）です。歴史認識は、論争が加熱し

て、日本でもなかなか冷静な議論が難しいテーマになっていますが、まさに副題のとおり、政治体制やイデオロギー対立を越えて、多くの人たちに読まれています。大沼先生といくら違う政治的な立ち位置の人でも、大沼先生の主張の全てに賛同できるわけでないという人でも、大沼先生の言っていることのどこかには賛同できる、そんな稀有な本です。

この本の中で先生が強調されているのは「俗人目線」の大切さです。社会は、良いこともすれば悪いこともする「俗人」からなっています。大沼先生は、戦後責任の問題について、私自身は背伸びをして、啓蒙主義的な立場で主張してきたが、社会は自分も含めて俗人からなっている以上、自分のような俗人でも実践できる正義を追求しなければならないと説かれています。自分でも実現できないような、あまりに高尚な正義を掲げ、それについてこない人を批判しているようでは、歴史認識の共通認識をつくる歩みは進まないことを根気強く説いている本です。

私は大沼先生と長い時間、研究をご一緒し、いろいろなお話をさせていただいてきましたが、先生は冷戦期のアメリカで活躍したラインホルド・ニーバーの思想に非常に共感していました。まだ翻訳されていないニーバーの本を翻訳するといった話もしていました。ニーバーは、権力欲やエゴを抱えた不完全な人間から構成される人間社会のなかで、なおかつ可能な善を追求し続けた人物です。ニーバーの言葉で印象的なものにこのようなものがあります。現実主義と冷笑主義は違う。現実主義は、シビアな現実を見つつ可能な善を追求することであり、善を放棄する立場ではない。私はこのニーバーの言葉に、大沼先生との重要な重なり合いを見いだします。

ここで『「歴史認識」とは何か』の聞き手であった江川紹子さんのインタビューを紹介します。貴重なインタビューであり、現在でもインターネット上で読めます。大沼先生の中核的なメッセージは、日本という国に誇りを持つことは大切だが、どのようなことを誇るべきなのかを考える必要があるということです。大沼先生からみれば、過去に行った侵略戦争や残虐行為について反省することを「自虐的」として、あれは侵略ではなかった、残虐行為などしていないといったところに日本の誇りを求めるのは違う。日本が誇るべきは、あれ

ほどの破滅的な戦争を遂行した後、戦後の焼け野原から立ち上がって、豊かで安全な、平和的な国家をつくり上げたこと、過去の戦争への反省の意識から他国へ経済援助や技術援助を積極的に行ってきたことにあります。そして大沼先生は、あなたたち自身も日本が誇るべきものは何かを考えてほしいとも述べています。現在のウクライナ危機の中で、あらためて日本は、国際平和のために何ができるのかを問われています。その現在の問いを考える際にも大沼先生の洞察は、極めて重要なものとして、大きな助けとなるでしょう。

私の報告は以上です。ご清聴ありがとうございました。